

独立行政法人の職員宿舎の見直しに係る 基本的な考え方

独立行政法人の職員宿舎については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針について」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき見直しを進めてきたところであるが、昨年末、国家公務員宿舎について削減計画が取りまとめられ、更なる削減努力を行うこととなったことも踏まえ、独立行政法人の職員宿舎についても改めてその必要性を厳しく見直す必要がある。

このため、以下の考え方を基本に、今月中に宿舎削減に向けた見直し計画を定め、取組を推進することとする。

- 1 宿舎は、緊急参集する必要がある職員が入居するものなど、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要なものに限定し、主として福利厚生（生活支援）の目的での使用は行わない。
- 2 宿舎への入居が認められる職員の類型を設定し、それを踏まえて真に必要な宿舎戸数を精査した上で、見直しを進める。
- 3 千代田、中央、港3区には、緊急参集要員等が入居するものを除き、宿舎を保有せず、その他の都心（概ね山手線内）の宿舎で耐震性等に問題があるものは、緊急参集要員等が入居するものを除き、廃止する。
これらに該当しない宿舎についても、事務・事業の見直しを踏まえた業務量の変化、保有コスト等を勘案し、必要性が認められないものは廃止する。
- 4 宿舎使用料については、宿舎の建設、維持管理等に係る支出に概ね見合う収入を得る水準まで引上げを行う。
- 5 基本方針において個別に措置を講ずることとされている宿舎については、可能な限り実施時期を前倒しして実施する。
- 6 年内を目途に具体的な実施計画を取りまとめて公表し、着実に実施する。